

平成29年度 第1回川口市廃棄物対策審議会 資料集

資料1：川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正案について	1
資料2：川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例案について	8
資料3：川口市使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料 条例案について	15
資料4：川口市土砂の堆積等の規制に関する条例案について	17
資料5：川口市浄化槽保守点検業者登録条例案について	23
資料6：川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査 結果の縦覧等の手続に関する条例の改正案について	25

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正案について

1 改正の趣旨

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし定めたものである。

平成30年4月1日の中核市移行に伴い、市が行うこととなる廃棄物処理施設の設置許可等の事務に関し必要事項を定めるほか、廃棄物の保管場所の設置に関する規定を変更するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

次のとおり、廃棄物処理施設の設置許可等の事務に関し、川口市廃棄物処理施設専門委員会に関する事項及び許可申請の手数料等を定める。

また、廃棄物等の保管場所を設置しなければならない者に、長屋又は一団の住宅を建設しようとする者を加える。

改正案	現行
<p><u>(委員会の設置)</u> <u>第12条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)法第8条の2第3項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)</u>及び<u>法第15条の2(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定により専門的知識を有する者の意見を聴くため、川口市廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p><u>(委員会の組織)</u> <u>第13条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p><u>(委員会の委員)</u> <u>第14条 委員会の委員は、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の3及び第12条の3に規定する専門的知識を有する学識</u></p>	

ついて、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 この条例の施行の際、現に存する共同住宅等で前項に規定する保管場所が設置されていない共同住宅等及び建築の工事に着手した共同住宅等の所有者は、規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

3 前項に規定する再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

別表第2（第51条関係）

区分	1件当たりの手数料の額
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	4,400円
一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者	4,400円
一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの	4,400円
一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの	4,400円
浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	4,400円
一般廃棄物処理施設の設置	法第8条第4項に規定する一般廃
	130,000円

ついて、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

別表第2（第47条関係）

区分	1件当たりの手数料の額
一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者	4,400円
一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者	4,400円
一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの	4,400円
一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの	4,400円
浄化槽清掃業の許可を受けようとする者	4,400円

	<u>棄物処理施設</u> <u>の設置許可</u> <u>を受けようとする者</u>	
	<u>その他一般</u> <u>廃棄物処理</u> <u>施設の設置</u> <u>許可を受け</u> <u>ようとする</u> <u>者</u>	<u>110,000円</u>
<u>一般廃棄</u> <u>物処理施</u> <u>設の設置</u> <u>許可に係</u> <u>る事項の</u> <u>変更</u>	<u>法第8条第</u> <u>4項に規定</u> <u>する一般廃</u> <u>棄物処理施</u> <u>設の設置に</u> <u>係る変更の</u> <u>許可を受け</u> <u>ようとする</u> <u>者</u>	<u>120,000円</u>
	<u>その他一般</u> <u>廃棄物処理</u> <u>施設の設置</u> <u>に係る変更</u> <u>の許可を受</u> <u>けようとし</u> <u>る者</u>	<u>100,000円</u>
<u>一般廃棄物</u> <u>における</u> <u>熱回収施設</u> <u>の設置者</u> <u>の認定を受け</u> <u>ようとする</u> <u>者</u>		<u>33,000円</u>
<u>一般廃棄物</u> <u>における</u> <u>熱回収施設</u> <u>の設置者</u> <u>に係る許可</u> <u>の更新を受</u> <u>けようとする</u> <u>者</u>		<u>20,000円</u>
<u>一般廃棄物</u> <u>処理施設</u> <u>の譲受け</u> <u>又は借受け</u> <u>の許可を受け</u> <u>ようとする</u> <u>者</u>		<u>94,000円</u>

する者	
一般廃棄物処理施設 設置者である法人の 合併又は分割の認可 を受けようとする者	94,000円
産業廃棄物収集運搬 業の許可を受けよう とする者	81,000円
産業廃棄物収集運搬 業に係る許可の更新 を受けようとする者	73,000円
産業廃棄物処分業の 許可を受けようとし る者	100,000円
産業廃棄物処分業に 係る許可の更新を受 けようとする者	94,000円
産業廃棄物収集運搬 業に係る事業範囲の 変更の許可を受けよ うとする者	71,000円
産業廃棄物処分業に 係る事業範囲の変更 の許可を受けようと する者	92,000円
特別管理産業廃棄物 収集運搬業の許可を 受けようとする者	81,000円
特別管理産業廃棄物 収集運搬業に係る許 可の更新を受けよう とする者	74,000円
特別管理産業廃棄物 処分業の許可を受け ようとする者	100,000円
特別管理産業廃棄物 処分業に係る許可の	95,000円

更新を受けようとする者		
特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業範囲の変更の許可を受けようとする者		72,000円
特別管理産業廃棄物処分業に係る事業範囲の変更の許可を受けようとする者		95,000円
産業廃棄物処理施設の設置	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可を受けようとする者	140,000円
	その他の産業廃棄物処理施設の設置許可を受けようとする者	120,000円
産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可を受けようとする者	130,000円

その他の産業廃棄物処理施設の設置に係る変更の許可を受けようとする者	110,000円		
産業廃棄物における熱回収施設の設置者の認定を受けようとする者	33,000円		
産業廃棄物における熱回収施設の設置者に係る許可の更新を受けようとする者	20,000円		
産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可を受けようとする者	94,000円		
産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可を受けようとする者	94,000円		
許可証の再交付を受けようとする者	1,400円	許可証の再交付を受けようとする者	1,400円
廃棄物再生事業者の登録を受けようとする者	40,000円		

3 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例案について

1 制定の目的

廃棄物処理施設の設置等に関する計画の事前公開並びに、事業計画者及び関係住民の合意形成を促進するための手続並びに、紛争を解決するためのあっせんに関し、必要な事項を定めることにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、良好な市民生活の確保及び地域の生活環境の保全に寄与することを目的とするもの。

2 主な内容

(1) 定義

- ① 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- ② 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- ③ 特別管理産業廃棄物 法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- ④ 廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（一般廃棄物の積替え又は保管のための施設に限る。）
 - イ 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
 - ウ 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）
 - エ 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
 - オ 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る事業の用に供する施設（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設に限る。）
 - カ 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業に係る事業の用に供する施設
- ⑤ 廃棄物処理施設の設置等 廃棄物処理施設の設置又は廃棄物処理施設に関する変更であって、次のアからキまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 法第7条第1項若しくは同条第6項の許可を受けるために行う一般廃棄物処理施設の設置
 - イ 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲（一般廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う一般廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない一般廃棄物の種類を除く。）の変更であつて、同項の許可を要するもの
 - ウ 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けるために行う産業廃棄物処理施設の設置
 - エ 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処

分業の事業の範囲（産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない産業廃棄物の種類を除く。）の変更であつて、同項の許可を要するもの

オ 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲（特別管理産業廃棄物収集運搬業にあつては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類のうち積替え又は保管を行わない特別管理産業廃棄物の種類を除く。）の変更であつて、同項の許可を要するもの

カ 廃棄物処理施設の設置の場所に係る変更であつて、当該設置の場所である事業場を他の場所に増設し、又は移転するもの（イ、エ又はオに該当するものを除く。）

キ アからカまでに掲げるもののほか、規則で定める廃棄物処理施設に関する変更

- ⑥ 事業計画者 廃棄物処理施設の設置等をしようとする者をいう。ただし、法15条の2の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設を設置しようとする者を除く。
- ⑦ 関係地域 廃棄物処理施設の設置等により生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域として、(5)①の規定により、市長が定める地域をいう。
- ⑧ 関係住民 関係地域内に居住する者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。
- ⑨ 紛争 廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずるおそれのある生活環境の保全上の支障に関して、事業計画者と関係住民との間で生ずる争いをいう。

(2) 市の責務

市は、廃棄物処理施設の設置等が適正かつ円滑に行われるよう、事業計画者に対し、市民生活の確保及び地域の生活環境の保全に十分配慮するよう指導又は助言を行うとともに、関係住民に対し廃棄物処理施設の設置内容の周知に努めるものとする。また、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適切にその調整を図るものとする。

(3) 事業計画者及び関係住民の責務

- ① 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に当たっては、関係地域の生活環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民に対し、正確かつ誠実に当該廃棄物処理施設の設置等に関する情報を提供することにより、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。
- ② 事業計画者及び関係住民は、相互の立場を尊重、理解し、紛争が生じたときは自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

(4) 事業計画書の提出

事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより、必要事項を記載した書類（以下「事業計画書」という。）及び規則で定める添付書類等を市長に提出しなければならない。

事業計画書には、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理施設の設置等による

周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の結果について、規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境保全対策書」という。）を添付しなければならない。

(5) 関係地域の設定

- ① 市長は、事業計画書の提出があったときは、規則で定めるところにより、廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある地域を関係地域として定めるものとする。
- ② 市長は、関係地域を定めたときは、速やかに、その旨を事業計画者に通知するものとする。

(6) 告示及び縦覧

市長は、関係地域の設定をした通知をしたときは、遅滞なく、事業計画書の提出があった旨、関係地域、縦覧の場所その他規則で定める事項を告示し、当該事業計画書及び生活環境保全対策書を告示の日から1月間、規則で定めるところにより、縦覧に供しなければならない。

(7) 周知計画書の提出

事業計画者は、関係地域の設定をした通知を受けたときは、速やかに、関係住民を対象とした事業計画についての説明会（以下「説明会」という。）の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類（以下「周知計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

(8) 説明会の開催等

- ① 事業計画者は、規則で定めるところにより、縦覧期間内に説明会を開催しなければならない。
- ② 説明会は、関係地域内において開催しなければならない。
- ③ 事業計画者は、説明会の開催のほか、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類の配布その他の方法により、事業計画について周知するよう努めなければならない。
- ④ 事業計画者は、関係住民に対し事業計画について周知したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況を市長に報告しなければならない。
- ⑤ 市長は、関係職員を事業計画説明会に立ち合わせることができる。

(9) 関係住民の意見書の提出等

- ① 事業計画について生活環境の保全の見地からの意見を有する関係住民は、説明会の実施後30日以内に、規則で定めるところにより、当該意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長に提出することができる。
- ② 市長は、意見書の提出があったときは、速やかに、その写し又は意見の要旨を記載した書類（以下「意見書等」という。）を事業計画者に送付するものとする。

(10) 事業計画者の見解書等の提出

- ① 事業計画者は、意見書等の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、意見書等に対する見解を記載した書類（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

② 事業計画者は、見解書を提出したときは、当該見解書に関する説明会の開催その他の方法により、関係住民に対し、当該見解書について周知を図らなければならない。

③ 事業計画者は、関係住民に対し見解書について周知を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その実施状況について、市長に報告しなければならない。

(11) 生活環境保全協定の締結

① 関係住民又は町会、自治会は、説明会の実施後30日以内に、事業計画者に対し、廃棄物処理施設の設置等に関し、関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定（以下「生活環境保全協定」という。）の締結を求めることができる。

② 事業計画者は、生活環境保全協定の締結の求めがあったときは、当該生活環境保全協定を締結しなければならない。

③ 市長は、生活環境保全協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。

④ 事業計画者は、生活環境保全協定を締結したときは、遅滞なく、当該生活環境保全協定に係る書面の写しを市長に提出しなければならない。

(12) 指導又は助言

① 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の生活環境の保全上の見地から、事業計画者に対し、事業計画について必要な指導又は助言を行うものとする。

② 市長は、指導又は助言を行おうとするときは、必要に応じて川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。

(13) 審査結果通知等

① 市長は、意見書及び見解書の内容を勘案し、関係地域の生活環境の保全並びに紛争の予防及び調整の見地から、事業計画書について審査し、その結果を審査結果通知書により事業計画者に通知するものとする。

② 事業計画者は、審査結果通知書の内容を踏まえ、事業計画の検討その他の必要な措置を講じ、規則で定めるところにより、その講じた措置の内容について市長に報告しなければならない。

(14) 廃棄物処理施設設置等承認書の交付

① 市長は、廃棄物処理施設の設置等に関し、審査結果通知書の内容を踏まえた措置の報告の内容が相当と認めるときは、事業計画者に対し、廃棄物処理施設設置等承認書を交付するものとする。

② 事業計画者は、廃棄物処理施設の設置等に係る工事その他の行為に着手する前までに廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けなければならない。

(15) 事業計画書等の変更の届出

① 事業計画者は、廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けた後、事業計画書、生活環境保全対策書又は周知計画書の内容を変更して廃棄物処理施設の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

ない。

- ② 事業計画書等の変更をする場合には、最初から手続きを行わなければならない。ただし、その変更が軽微な変更である場合その他の規則で定める場合であって、市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(16) 事業計画の廃止の届出等

- ① 事業計画者は、事業計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- ② 市長は、事業計画の廃止の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を告示しなければならない。

(17) あっせん

- ① 事業計画者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、規則で定めるところにより、市長にあっせんの申請をすることができる。
- ② 市長は、あっせんの申請があったときは、あっせんを行うものとする。規定する手続きを誠実に実施していない者からの申請であるとき、その他紛争の性質上市長があっせんを行うことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。
- ③ 市長は、あっせんを行うことを決定したときは、速やかに、その旨を事業計画者及び関係住民に通知するものとする。
- ④ 市長は、あっせんのため必要があるとき認めるときは、事業計画者及び関係住民に対し、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 市長は、あっせんを行う場合においては、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、必要に応じて川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会の意見を聴くものとする。
- ⑥ 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないとき認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。
- ⑦ 市長は、あっせんを打ち切ったときは、その旨を事業計画者及び関係住民に通知するものとする。

(18) 施設の公開

廃棄物処理施設の設置等をした者は、関係住民の求めに応じて、当該廃棄物処理施設を公開するよう努めなければならない。

(19) 廃棄物処理施設の協定の承継

- ① 廃棄物処理施設の設置等をした者から当該廃棄物処理施設に係る権利を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、当該廃棄物処理施設について生活環境保全協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、当該協定の内容についても承継しなければならない。
- ② 承継者は、廃棄物処理施設に関し、関係住民から新たに関係地域の生活環境の保全上必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。
- ③ 市長は、関係住民が承継者と協定を締結しようとするときは、その内容について

必要な助言を行うことができる。

(20) 川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会

- ① 市長の諮問に応じ、紛争の予防及び調整に係る重要事項について調査及び審議するため、川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- ② 委員会は、委員4人以内で組織し、法律又は廃棄物の処理に関し専門知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- ③ 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に補欠が生じたときの委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

(21) 報告の徴収

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(22) 立入検査

市長は、職員に廃棄物処理施設の設置等をしようとする場所若しくは設置の場所若しくは事業計画者の事務所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

(23) 勧告

- ① 市長は、事業計画者が次のアからエのいずれかに該当すると認めるときは、当該事業計画者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
 - ア 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。
 - イ 正当な理由がなく説明会に関する報告若しくは開催をしないとき。
 - ウ 正当な理由がなく見解書を周知、報告、提出しないとき。
 - エ アからウに掲げるもののほか、この条例に規定する手続きの全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。
- ② 市長は、勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(24) 事業計画が廃止されたものとみなす場合

事業計画者が廃棄物処理施設設置等承認書の交付を受けてから3年以内に当該廃棄物処理施設の設置等に着手しないときは、当該事業計画について事業計画を廃止する旨の届出がなされたものとみなす。

(25) 隣接する市区の長との協議等

市長は、関係地域を定める場合において、関係地域とすべき地域に本市に隣接する市区の区域が含まれるときは、当該区域におけるこの条例の手続きその他の行為について、当該隣接する市区の長と協議し、必要に応じ当該市区の長に協力を求めるものとする。

(26) 適用除外

この条例の規定は、移動式の廃棄物処理施設（規則で定めるものを除く。）について

は、適用しない。

3 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

4 施行期日

(1) この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) この条例の施行の日の前に埼玉県産業廃棄物処理業許可に関する手続き等を定める要領（以下、「埼玉県要領」という。）で次の表の左欄に掲げる手続きを行ったものは施行日にそれぞれ同表の右欄に掲げる条項に規定する手続きを行ったものとみなす。

埼玉県要領第3条第1項に規定する計画書の提出	2（4）に規定する計画書の提出
埼玉県要領第3条第2項に規定する市への照会	2（5）に規定する関係地域の設定
埼玉県要領第5条に規定する周辺地域住民の同意の取得	2（6）に規定する告示縦覧
	2（7）に規定する周知計画書の提出
	2（8）に規定する説明会の開催等
	2（9）に規定する関係住民の意見書の提出等
	2（10）に規定する事業計画者の見解書等の提出
2（11）に規定する生活環境保全協定の締結	
埼玉県要領第6条第1項に規定する処理施設設置協議書の提出	2（13）②に規定する審査結果通知に対する措置内容の報告
埼玉県要領第6条第3項に規定する処理施設設置承認書の交付	2（14）①に規定する廃棄物処理施設設置等承認書の交付

川口市使用済自動車の再資源化等に関する法律関係事務手数料条例案について

1 目的

この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下、「法」という。）に規定する事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 主な内容

- ①手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、別表のとおりとする。
- ②手数料は、別表に規定する手数料を徴収する事務についての申請があった際に徴収する。
- ③納付された手数料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、その限りではない。

3 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

事務の種類	手数料名称	金額（1 件につき）
法第 42 条第 1 項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	引取業者登録申請手数料	5,500 円
法第 42 条第 2 項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	引取業者登録更新申請手数料	4,000 円

法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	フロン類回収業者登録申請手数料	5,500円
法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000円
法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	解体業許可申請手数料	78,000円
法第60条第2項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	解体業許可更新申請手数料	70,000円
法第67条第1項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	破砕業許可申請手数料	84,000円
法第67条第2項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	破砕業許可更新申請手数料	77,000円
法第70条第1項の規定に基づく破砕業の事業範囲の変更の許可の申請に対する審査	破砕業変更許可申請手数料	75,000円
法第60条から第70条第1項までの許可に係る許可証の再交付	許可証再交付申請手数料	1,000円

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例案について

1 制定の目的

土砂の堆積等について、無秩序な土砂の堆積を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とするもの。

2 主な内容

(1) 定義

① 建設工事

建設業法第2条第1項に規定する建築工事

② 発注者

建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の発注者

③ 元請負人

発注者から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者

④ 土砂の堆積

埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)

(2) 市の責務

市は、無秩序な土砂の堆積を防止するため、必要な施策を推進する。また、土砂の堆積の状況を把握するとともに、土砂の堆積を監視する体制の整備に努める。

(3) 土地所有者等の責務

土地の所有者、管理者又は占有者(以下「土地所有者等」という。)は、土砂の堆積により、土砂の流出、崩壊その他の災害が発生するおそれがある場合は、土砂の堆積を行う者に対して土地を提供しないように努めなければならない。また、無秩序な土砂の堆積により、土砂の流出、崩壊その他の災害が発生しないように、土地を適正に管理しなければならない。

(4) 災害発生防止のための措置

土砂の堆積を行う者は、堆積に係る土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を防止するための必要な措置を講じ、堆積する土地の周辺的生活環境の保全に配慮しなければならない。

(5) 汚染された土砂の堆積の禁止

土砂の堆積を行う者は、市長の確認を受けたとき以外は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等による汚染物質が基準に適合しない土砂を堆積に使用してはならない。

また、市長は、基準に適合しない土砂が堆積に使用され、若しくはそのおそれがあると認めるとき、又は、市長の確認を受けた土砂の堆積に鉛、砒素、トリクロロエチレン等による汚染物質により人の健康に係る被害が生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるときは、土砂の堆積を行っている者又は土砂の堆積に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂の堆積を停止し、又は現状を保全することを命令できる。

(6) 土砂の堆積の許可

土砂の堆積を行おうとする者は、土砂の堆積に係る土地の区域ごとに土砂の堆積に関する計画を定め、市長の許可を受けなければならない。

(7) 土砂の堆積の許可が必要ない場合

- ① 土砂の堆積に係る土地の区域の面積が500平方メートル未満
- ② 土地の造成その他の事業でその区域内の土砂のみの堆積
- ③ 法令又は他の条例の規定による許可等の処分による土砂の堆積で、市長に届け出たもの
- ④ 公共事業で無秩序な土砂の堆積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂の堆積
- ⑤ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の堆積
- ⑥ 法令や条例等に基づく処分による義務の履行に伴う土砂の堆積
- ⑦ その他無秩序な土砂の堆積のおそれがないものとして規則で定める土砂の堆積

(8) 住民への周知

土砂の堆積の許可の申請をした者は、その概要を周辺の住民に周知するよう努めなければならない。

(9) 許可の基準等

- ① 市長は、3,000平方メートル以上の土地の区域に係る土砂の堆積について、以下の事項で、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
 - ア その計画の内容で、土砂の最大堆積時及び堆積の完了時において 堆積する土砂の高さ及びのり面のこう配
 - イ 排水施設、擁壁その他の施設、
 - ウ 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置
- ② 市長は、許可の申請が3,000平方メートル未満の土地の区域に係る土砂の堆積については、その計画の内容で、以下の事項が適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- ア 土砂の最大堆積時及び堆積の完了時において堆積する土砂の高さ及びのり面のこう配、
 - イ 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置
- ③ 市長は、土砂の堆積の許可の申請をした者が、以下のいずれかに該当する場合、許可をしないことができる。
- ア 計画を実施するための資力及び信用がない
 - イ 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない
- ④ 市長は、許可申請の建設工事の元請負人が、計画を実施するための資力及び信用がないときは、許可をしないことができる。
- ⑤ 市長は、土砂の堆積の許可に、生活環境の保全のための必要な条件を付すことができる。

(10) 変更の許可

土砂の堆積の許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、土砂の堆積に係る計画内容を変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(11) 変更の届出

許可事業者は、氏名、名称、住所等の変更があったときは遅滞なく、軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、市長に届け出なければならない。

(12) 許可の取消し

市長は、以下の場合、許可を取り消すことができる。

- ① 許可事業者が土砂の堆積にかかる措置命令に違反したとき
- ② 不正な手段で許可若しくは変更許可を受けたとき
- ③ 許可を受けてから1年間土砂の堆積に着手しなかったとき
- ④ 土砂の堆積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂の堆積を行っていないとき
- ⑤ 許可基準に適合しない土砂を堆積したとき
- ⑥ 生活環境の保全のための必要な条件に違反したとき
- ⑦ 変更の許可を受けずに土砂の堆積を行ったときは

(13) 標識の掲示

許可事業者は、土砂の堆積を行っている間、土地の区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。また、標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、記載した事項を書き換えなければならない。ただし、許可を取り消されたとき又は当該許可に係る土砂の堆積を完了したとき若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

(14) 関係書類の閲覧

許可事業者は、土砂の堆積を行っている間、規定により市長に提出した書類の写しを、土砂の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(15) 着手の届出

許可事業者は、土砂の堆積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。

(16) 定期報告

許可事業者は、土砂の堆積に着手した日から完了又は廃止した日までの期間で3月ごとに、土砂を堆積した土地の所在及び面積、期間内に搬入した土砂の採取場所及びその数量等を20日以内に市長に届け出なければならない。

(17) 堆積に係る土地の汚染調査

許可事業者は、土砂の堆積に着手した日から起算して6月ごとに、土地の区域の土砂について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。

ただし、土地の区域の面積が3,000平方メートル未満である土砂の堆積で市長が調査の必要がないと認めるものについては、省略することができる。

(18) 完了等の届出

許可事業者は、土砂の堆積を完了又は廃止したときは、完了又は廃止した日から起算して10日以内に、市長に届け出なければならない。

(19) 土砂搬入禁止区域の指定

市長は、土砂の堆積が行われている土地において、土砂の堆積が継続することにより、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあり、かつ、法令又は他の条例の規定によっては当該事態を回避することが困難であると認める場合は、6月を超えない範囲内で、当該土地の区域を土砂の搬入を禁止する土地の区域(以下「土砂搬入禁止区域」という。)として指定し、公示する。

(20) 土砂の搬入禁止

何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

(21) 土砂搬入禁止区域の指定の解除

市長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに土砂

搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

(22) 報告の徴収

市長は、発注者、元請負人、土砂の堆積を行う者、土砂の堆積に係る土地所有者等その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(23) 立入検査

市長は、職員に、発注者、元請負人又は土砂の堆積に係る工事を行っている者の事務所、事業所又は土砂の堆積の場所に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り堆積の場所の土砂を収去させ、関係者に質問させることができる。

また、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

なお、立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(24) 土地所有者等又は土砂の堆積を行った者に対する勧告

市長は、土砂の堆積が行われた土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地所有者等又は当該土砂の堆積を行った者に対し、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告し、公表することができる。

(25) 措置命令

市長は、許可事業者が土砂の堆積に関する計画に従って土砂の堆積を行っていないと認めるときは、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

また、無許可で土砂の堆積を行った者に対し、土砂の堆積の中止を命じ、又は期限を定めて土砂の除却等必要な措置をとるべきことを命じることができる。

(26) 罰則

内容	処罰
無許可で土砂の堆積を行った者	2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金
土砂の堆積の中止又は土砂の除却等措置命令に違反した者	
以下の場合における措置命令に違反した者 ①土壌基準に適合しない土砂が堆積に使用される	1年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金

②市長の確認を受けた後、人の健康に影響する土砂の堆積を行う ③許可事業者が計画に従わずに土砂を堆積する	
土砂の搬入禁止に違反した者	6月以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金
標識を掲示しなかった者	500,000円以下の罰金
届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者	
検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	
変更の届出、着手の届出、完了等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	300,000円以下の罰金
※法人の関係者又は個人の代理人が、その業務又は財産に関して表中の違反行為をしたときは、行為者及びその法人又は人に対しても罰金刑を科する。	

(27) 経過措置

- ① 条例の施行の際、許可が必要な3,000平方メートル未満の土砂の堆積を行っている者は、条例の施行日から起算して3月間は、土砂の堆積を行うことができる。
- ② 施行日前に、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例(平成14年埼玉県条例第64号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

4 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

川口市浄化槽保守点検業者登録条例案について

1 目 的

浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

2 主な内容

(1) 登 録

浄化槽の保守点検を業とする者の登録義務及び登録有効期間を定める。

(2) 登録の申請

浄化槽の保守点検を業とする者の登録の申請の手続きについて定める。

(3) 登録の実施

登録の申請が行われた場合、登録を拒否すべき場合に該当しない限り、遅滞なく登録しなければならない市長の義務を定める。

(4) 登録の拒否

浄化槽保守点検業の登録において、拒否することができることを定める。

(5) 変更の届出

登録事項の変更が起きた場合の届出義務と、その取り扱いについて定める。

(6) 廃業等の届出

浄化槽保守点検業者の状況の正確な把握のため、浄化槽保守点検業を廃業する者は、市長に届出しなければならないことを定める。

(7) 登録の抹消

浄化槽保守点検業者の登録がその効力を失った場合において、登録簿からその業者の登録を抹消しなければならないという市長の義務を定める。

(8) 営業所の設置等

浄化槽の保守点検業者が確実に適正な保守点検が行えるよう、営業所の設置及び浄化槽管理士の配置について定める。

(9) 業務の実施等

適正な業務実施のため、浄化槽管理士による、または浄化槽管理士の監督による保守点検を実施する保守点検業者の義務を定める。

(10) 標識の掲示

浄化槽管理者が適正な保守点検業者を選定することができるようにするため、本市に登録された正規の保守点検業者であることを表示する必要がある、その方法として一定の事項を記載した標識を掲げることを定める。

(11) 帳簿の備付け等

保守点検の実態を把握するため、営業所に保守点検に関する事項を記録した帳簿を備付け、これを保存する浄化槽点検業者の義務を定める。

(12) 登録の取消し等

浄化槽の適正な保守点検が確保されていない場合において、市長による登録の取

消し、停止命令について定めるとともに、これら行政処分の適正を担保するための市長の義務を定める。

(13) 報告徴収、立入検査等

浄化槽保守点検業者に対して浄化槽保守点検業務が適正に遂行されるよう、必要な限度において、報告徴収や立入検査ができることを定める。

(14) 手数料

浄化槽保守点検業の登録の申請について、規定の審査手数料 35,000円を支払うべきことを定める。

審査手数料は、職員一人あたりの人件費に基づき、登録申請に係る事務や、浄化槽保守点検業者に対して行う立入検査（概ね5年の登録期間内で1回の検査を予定）に係る事務等に要する時間を掛けて算出。

なお、金額については、既に事務を行っている埼玉県、さいたま市、川越市及び越谷市の手数料と同額である。

(15) 手数料の減免

災害その他の理由により、手数料を納付させることが適当でない場合、その減免について定める。

(16) 手数料の還付

特別な場合を除き、手数料を還付しないことを定める。

(17) 委任

条例の施行に必要な手続き事項を規則で委任することを定める。

(18) 罰則

違反防止の予防的効果を発揮させるとともに条例の実効性を担保するため、定める。

罰則の最高量刑は、懲役1年又は罰金10万円以下とする。

これは、埼玉県、さいたま市、川越市及び越谷市における登録条例の罰則内容との均衡を図って、犯罪構成要件と量刑を同一としたことにより、県内における浄化槽保守点検業者等に対する罰則の不均衡は生じない。

(19) 施行期日

平成30年4月1日から施行する。

川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の改正案について

1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）の改正により、川口市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（災害廃棄物処分受託者）は、一般廃棄物処理施設の設置する際に、従来の設置許可ではなく届け出ることとなり、届出時に必要な生活環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧する手続き等を整備するもの。

2 主な内容

(1) 件名

「川口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」から「川口市が設置する一般廃棄物処理施設及び川口市から委託を受けて非常災害により生じた廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」に変更する。

(2) 災害廃棄物処分受託者の縦覧等の手続

① 報告書の縦覧の公告

災害廃棄物処分受託者は、報告書の縦覧の場所、報告書の縦覧の期間、災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所、施設の名称、施設の設置の場所、施設の種類、施設において処理する一般廃棄物の種類、施設の処理能力、実施した生活環境影響調査の項目を公告する。

② 報告書の縦覧場所

災害廃棄物処分受託者は、自らの事務所、生活環境影響調査を実施した周辺地域内で市長が指定する場所及びその他市長が必要と認める場所を報告書の縦覧場所とする。

③ 意見書の提出先等の公告

災害廃棄物処分受託者は、一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書の提出先及び提出期限その他必要な事項を公告する。

④ 意見書の提出先

災害廃棄物処分受託者は、自らの事務所及びその他市長が必要と認める場所を意見書の提出先に加える。また、災害廃棄物処分受託者は、意見書が提出された際に、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(3) 縦覧期間等の特例

市が非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設の設置又

は変更をしようとする場合及び、災害廃棄物処分受託者が一般廃棄物処理施設の設置又は変更をしようとする場合で生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止のため当該災害廃棄物の処分を特に迅速に行わなければならないと認めるときは、市長は縦覧期間及び意見書の提出期限を短縮することができる。

3 施行期日

公布の日から施行する。